

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	神戸市 地方税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、地方税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和6年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課(徴収)に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく神戸市市税条例による地方税のうち、市税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めているもの。</p> <p>納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を市の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付(充当)、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 紳税者からの申告及び届出等による賦課事務 (2) 収納、還付、充当等を行う収納管理業務 (3) 滞納者情報による督促状送付や滞納整理等を行う滞納整理事務 (4) 纳税者の宛名情報の特定や突合を行う納税者管理事務 (5) 事業者や個人に対して税額の決定や変更等を通知する通知事務 (6) 纳税者からの申請によって賦課情報に基づく証明書発行事務
③システムの名称	税務オンラインシステム、税収滞納管理システム、市民税サブシステム、固定資産税サブシステム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、中間サーバー、統合宛名システム、共通基盤システム、電子申請受付システム、証明書コンビニ交付システム、申告受付支援システム、地方税電子申告支援サービス、課税資料イメージ管理サービス、課税業務支援システム、償却資産サブシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法・第9条(利用範囲)第1項 別表の24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの。 ※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項</p> <p>【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行財政局税務部税務課
②所属長の役職名	行財政局税務部税務課長
6. 他の評価実施機関	
特になし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号館18階) 神戸市市長室 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号653-8762 神戸市長田区二葉町5丁目1-32(新長田合同庁舎3階) 神戸市行財政局税務部 税務課 電話番号:078-647-9301

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月19日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月19日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書及び全項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月26日	I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称		電子申請受付システムを追記。 証明書コンビニ交付システムを追記。		
令和2年4月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【情報提供】として追加されている、「番号法別表第二」中の、項番20, 38, 53, 85の2を追記。		
令和2年4月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署②所属長の役職名	①行政財政局主税部税制課 ②行政財政局税務部税制課長	<職制改正による名称変更> ①行政財政局税務部税務課 ②行政財政局税務部税務課長		
令和2年4月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求(請求先)	郵便番号650-7570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎2号館2階) 神戸市市民参画推進局 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175	<職制改正及び入居場所変更> 郵便番号650-7570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号館18階) 神戸市市長室広報戦略部 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175		
令和2年4月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ(連絡先)	郵便番号650-7570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号館19階) 神戸市役所 行政財政局 主税部 税制課 電話番号:078-322-6467	<職制改正による名称変更及び入居場所変更> 郵便番号653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-32(新長田合同庁舎3階) 神戸市行財政局税務部 税務課 電話番号:078-647-9301		
令和4年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法・第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省(※)令で定めるもの。 ※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	1. 番号法・第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省(※)令で定めるもの。 ※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条		
令和6年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務オンラインシステム、税収滞納管理システム、市民税サブシステム、固定資産税サブシステム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、中間サーバー、統合宛名システム、共通基盤システム、電子申請受付システム、証明書コンビニ交付システム	税務オンラインシステム、税収滞納管理システム、市民税サブシステム、固定資産税サブシステム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、中間サーバー、統合宛名システム、共通基盤システム、電子申請受付システム、証明書コンビニ交付システム、申告受付支援システム、地方税電子申告支援サービス、課税資料イメージ管理サービス、課税業務支援システム、償却資産サブシステム	事後	
令和6年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法・第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省(※)令で定めるもの。 ※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	1. 番号法・第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの。 ※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	

